

議案第1号

愛西市空家等の適切な管理に関する条例の制定について

愛西市空家等の適切な管理に関する条例を別紙のように定めるものとする。

令和2年2月27日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、空家等の適切な管理に関し必要な事項を定める必要があるからである。

愛西市空家等の適切な管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、空家等の適切な管理に関し、必要な事項を定めることにより、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、生活環境の保全及び安全で安心な暮らしの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(空家等の所有者等の責務)

第3条 空家等の所有者等は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。

(市の責務)

第4条 市は、空家等の適切な管理が図られるよう、空家等に関する措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

(市民等の役割)

第5条 市民等（市内に居住し、若しくは滞在し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。）は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼしている空家等を発見したときは、市にその情報を提供するよう努めるものとする。

(緊急安全措置)

第6条 市長は、空家等の老朽化等により、人の生命、身体又は財産に重大な損害を及ぼす危険が切迫している場合であって、空家等の所有者等に助言又は指導を行う時間的余裕がないと認めるとき又は空家等の所有者等を確知することができないときに限り、その危険を回避するため、必要な最小限度の措置を講ずることができる。

2 市長は、前項の措置を講じた時は、当該措置の内容を当該空家等の所有者等に通知するものとする。ただし、当該空家等の所有者等に通知するこ

とが困難であるときは、この限りでない。

3 第1項の場合において、市長は、当該措置に要した費用を当該空家等の所有者等に請求することができる。

(関係機関との連携)

第7条 市長は、第1条の目的を達成するため必要があると認めるときは、警察署その他の関係機関に必要な協力を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。